

令和6年酒類業実態調査の手引き

1 調査表及び各別紙について

ご提出いただく調査表の様式等及びこの手引きの各別紙については、国税庁ホームページに掲載していますので、そちらを御確認ください。

【掲載場所】

ホーム>税の情報・手続・用紙>お酒に関する情報>酒類業実態調査について

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/jitttaichosa/index.htm>



2 調査対象者

調査対象者は、令和6年1月1日現在で、酒類製造免許（蔵置場設置許可含む。）を有する者（以下「酒類製造者等」といいます。）又は全酒類卸売業免許、ビール卸売業免許、洋酒卸売業免許若しくは輸出酒類卸売業免許を有する者（以下「卸売業者」といいます。）です。詳細は別紙1「調査対象者について」を御確認ください。

なお、同じ調査対象者が酒類製造者等及び卸売業者の両方に該当する場合（両方の免許を受けている場合）は、それぞれ別に調査対象者となることに御留意ください。

3 調査対象品目

別紙2「調査対象品目について」を御確認ください。

4 調査対象期間

各調査表に記載のとおりです。事業年度は令和6年1月1日の直前に終了した事業年度分とし、1事業年度が6か月の場合は2事業年度分の計数を入力してください。

なお、調査対象期間中に企業の合併等をし、又は法人成り等により組織を変更している場合には、企業の合併等前の全企業の事績又は組織変更前の事績を含めた1年分とします。

5 売上集計について

当調査では、売上を国内取引又は輸出取引のいずれかに区分して集計していただきます。

輸出取引は様々な取引パターンが考えられますが、基本的な考え方としては、自社として直接海外と取引している場合のみ、輸出取引とします。正確に把握するため、別紙3「輸出取引パターンフローチャート」及び別紙4「輸出取引のパターン

分け」を御確認いただき、極力取引ごとに区分して集計願います。

6 果実酒の個別項目の調査表について

果実酒の個別項目の調査表のうち、調査表H①～H④については、製造場ごとに作成してください。

7 提出期限及び提出先

調査表については、令和6年4月30日（火）までに、原則、電子データで別紙5「電子データでの調査表等の取得及び提出方法」により、提出してください。

なお、後日、提出いただいた内容について問い合わせる場合がございますので、作成に使用した酒類業実態調査入力システム（令和6年調査分）を一定期間保存していただきますようお願いいたします（紙により提出される方は、提出した調査表の写しを保存していただきますようお願いいたします。）。

おって、酒類業実態調査入力システムの調査表作成画面は、紙の調査表と表記が異なりますので、印刷して提出しないでください。紙により提出される方は、令和6年酒類業実態調査表（PDFファイル）を印刷の上ご使用ください。

※ 紙により提出する場合には、以下に記載している問合せ先の税務署に原本1部を提出してください。

8 入力上の注意事項

調査表の入力に当たっては、別紙6「調査表入力上の注意事項」を参照の上、入力してください。

なお、入力方法等について御不明な点は、国税庁ホームページをご確認ください。

【問合せ先】

●●税務署 酒類指導官

TEL : ●●● - ●●● - ●●●●

内線●●●、●●●